

千葉市地域・職域連携推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市における地域保健及び職域保健を担う組織の連携により、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備し、もって働き盛り層の生活習慣病等の予防と健康寿命の延伸を図ることを目的として、千葉市地域・職域連携推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市における地域保健及び職域保健の連携に関する次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 地域の健康課題に関すること。
- (2) 前号の課題に対する地域の各関係機関・団体の役割に関すること。
- (3) 具体的な連携事業の企画・実施・評価等の推進に関すること。
- (4) その他必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 職域保健関係機関を代表する者
- (3) 保健医療関係団体を代表する者
- (4) 住民又は就労者を代表する者
- (5) 保健福祉局健康部保健所長の職にある者
- (6) 保健福祉局高齢障害部こころの健康センター所長の職にある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第 7 条 協議会は、具体的な連携事業の企画等を行うため、必要に応じ作業部会を設置する。

(個人情報保護)

第 8 条 協議会は、事業の実施にあたり、個人情報の保護について関係法令を遵守し、最大限の配慮を行う。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、保健福祉局健康部健康企画課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 9 日から施行する。